

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

人事異動 ○ 三重県総合博物館協議会委員の任免について .....	社会教育・文化財保護課	1頁
お知らせ ○ 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与課	1頁

### 人 事 異 動

博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び三重県総合博物館条例（平成25年三重県条例第64号）第28条第2項の規定により、次のとおり三重県総合博物館協議会委員を任命しました。

令和2年4月15日

三 重 県 教 育 委 員 会

#### 1 任命する委員の氏名

岩崎 奈緒子  
大西 かおり  
岡野 友彦  
加藤 美紀  
齋藤 彰一  
染川 香澄  
高井 健司  
館 健造  
田部 知代子  
中尾 正己  
中村 忠明  
西岡 慶子  
前田 智之  
山下 治子  
山田 康彦

#### 2 任期 令和2年4月19日から令和4年4月18日まで

### お 知 ら せ

令和2年5月1日付け三重県公報第102号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年五月一日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年 <sup>三重県人事委員会規則</sup> 第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外職員）</p> <p>第二条 条例第十五条の三第一項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>一 <u>三重県公舎管理規則（昭和三十五年三重県規則第四十九号）第二条第一項に規定する公舎に居住している職員</u></p> <p>二 <u>三重県教職員住宅管理規程（昭和三十二年教委訓第一号）第二条に規定する教職員住宅に居住している職員</u></p> <p>三 <u>三重県企業庁公舎管理規程（昭和三十八年三重県企業庁管理規程第七号）第二条に規定する公舎に居住している職員</u></p> <p>四 <u>三重県病院事業庁公舎管理規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十六号）第二条第一項に規定する公舎に居住している職員</u></p> <p>五 <u>国、他の地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人その他三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</u></p> <p>六 <u>（略）</u></p> <p>（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）</p> <p>第三条 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める住宅は、前条各号に規定する公舎、教職員住宅、職員宿舎及び住宅とする。</p>	<p>（適用除外職員）</p> <p>第二条 条例第十五条の三第一項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>一 県が設置する公舎及びこれと同様に取り扱うことが適当であると三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して認める住宅に居住している職員</p> <p>二 <u>（略）</u></p> <p>（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）</p> <p>第三条 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める住宅は、<u>第二条第一号に規定する公舎及び住宅並びに同条第二号に規定する住宅とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。